

# 令和元年度 第2回 長崎県公共事業評価監視委員会

## 再評価対象事業

河川-5 川棚川総合開発事業  
石木ダム建設事業

事業主体 長崎県

再評価の理由 社会経済情勢の変化  
再評価後変更(工期延長)



令和元年9月30日

## 1. 再評価の審議経過

### 川棚川総合開発事業(石木ダム)の経緯

審議経過	再評価の理由	工期		事業費 (億円)	B/C	概要
		着工	完了			
第1回審議(H10新規評価)	10年間継続	S48	H20	160.0	1.98	複合ダム(重力式コンクリートダム・ロックフィル) ダム高H=58.5m V=229,000m <sup>3</sup>
佐世保市再評価(H11)						新規水道用計画取水量6万m <sup>3</sup> /日
第2回審議(H15)	再評価後5年経過	S48	H20	297.0	1.18	【前回評価からの変更概要】 S48以降の単価上昇 及び消費税の導入に伴う事業費増額
佐世保市再評価(H16)	再評価後5年経過					新規水道用計画取水量を4万m <sup>3</sup> /日に見直し
第3回審議(H16)	事業の経過報告 「ダム規模の見直しを行い、平成17年度に再審議」					
第4回審議(H17)	事業の経過報告 「河川整備計画検討委員会途中経過報告」					
第5回審議(H18)	事業の経過報告 「河川整備計画検討委員会経過報告」					
第6回審議(H19)	川棚川水系河川整備計画同意の報告	S48	H28	285.0	1.43	複合ダム(重力式コンクリートダム・ロックフィル) ダム高H=55.4m 堤頂長L=440.0m 【前回評価からの変更概要】 利水容量の減(6万m <sup>3</sup> → 4万m <sup>3</sup> )に伴うダム高の変更及び事業費減額
佐世保市再評価(H19)	社会経済情勢の急激な変化					事業費変更、目標年度H29
第7回審議(H23)	社会経済情勢の変化(ダム検証)	S48	H28	285.0	1.27	重力式コンクリートダム ダム高H=55.4m 堤頂長L=234.0m 【前回評価からの変更概要】 利水容量の減(6万m <sup>3</sup> →4万m <sup>3</sup> )に伴うダム型式変更
ダム事業の検証(H24.6.11)						
佐世保市再評価(H25.3.15)	着工前評価					目標年度H30
第8回審議(H27)	社会経済情勢の変化(工期変更)	S48	H34	285.0	1.25	【前回評価からの変更概要】 付替県道工事の遅れに伴う工期延長
第9回審議(R1:今回)	社会経済情勢の変化 再評価後変更(工期延長)	S48	R7	285.0	1.21	【前回評価からの変更概要】 付替県道工事の遅れに伴う工期延長

令和元年9月30日

## 2. 事業の概要<川棚川流域の概要>

- 川棚川は、長崎県の中央部に位置する川棚町の一部と波佐見町の全域を流域とし、県が管理する二級河川の水系です。
  - 流域面積は81.4km<sup>2</sup>（県内の二級河川で佐々川に次いで第2位）、河川延長は19.4km（県内の二級河川で佐々川、相浦川に次いで県で3位）の県内では大きな部類の流域の河川になります。
  - 川棚川の流域の人口は約2万人で、主に川棚町の下流部と波佐見町の上流部に人口が集中、その中間部の川沿いは広い平野が広がっており、諫早平野に次ぐ穀倉地帯となっています。
- ※流域内人口については殆ど変化がない。（約20.8千人（H27国勢調査）→約20.5千人（R1.6町役場HPより））



### <川棚川の治水対策の経緯>

- 昭和31年8月の洪水を契機に、昭和33年から河川改修事業に着手。  
※既往最大主軸に基づき、昭和31年洪水の実績降雨対応
- 昭和42年7月の洪水を契機として野々川ダム建設に着手。
- 昭和50年度に多目的ダムとして石木ダム建設採択。  
※最新の河川法、技術基準に基づき、1/100計画規模
- 平成2年7月の洪水を受け、川棚川上流部と支川の災害復旧助成事業による河川改修を実施。
- 平成9年 二級河川川棚川水系工事実施基本計画の策定
- 平成17年 川棚川水系河川整備基本方針の策定
- 平成19年 川棚川水系河川整備計画の策定

川棚川は県が管理する二級河川

○流域面積 81.4km<sup>2</sup>（県内2位）

○河川延長 19.4km（県内3位）

令和元年9月30日

3

## 2. 事業の概要<石木ダムの位置>

- 石木ダムは二級河川川棚川の左支川の二級河川石木川に位置します。川棚川の河口から約2km地点に石木川が合流し、その地点から約2km地点が石木ダム本体を建設する位置になります。
- ダム下流には代替宅地、貯水池左岸部には代替墓地在整備されています。



令和元年9月30日

4

## 2. 事業の概要<石木ダムの目的>

- 石木ダムの目的は3つあり、**「①洪水調節」「②流水の正常な機能の維持」「③水道用水（新規利水）」**です。目的の①と②を県が約185億円の事業費を負担し、そのうち国土交通省から1/2の補助を受けています。目的の③を佐世保市が約100億円の事業費を負担し、そのうち厚生労働省から1/3の補助を受けています。
- 事業は県と佐世保市の共同による多目的ダムによる建設ですが、県が施工主体として進めています。なお、浄水場等の水道施設の建設事業は市が厚生労働省の補助を受け別途進めます。

### ○石木ダムの目的

#### ① 洪水調節

川棚川の治水基準点である山道橋地点において、基本高水流量1,400m<sup>3</sup>/秒を既設野々川ダムと石木ダムで1,130m<sup>3</sup>/秒に調節するため、石木ダムでは**治水容量1,950,000m<sup>3</sup>**を確保する。

#### ② 流水の正常な機能の維持

現在使用している水道用水1日当たり22,500m<sup>3</sup>（うち佐世保市15,000m<sup>3</sup>、川棚町7500m<sup>3</sup>）、ダム下流の農業用水、河川環境を維持するための水源として、**不特定容量740,000m<sup>3</sup>**を確保する。

#### ③ 水道用水（新規利水）

佐世保市の水道用水1日当たり40,000m<sup>3</sup>を確保するための水源として、**新規利水容量2,490,000m<sup>3</sup>**を確保する。

※利水容量=②740,000m<sup>3</sup>+③2,490,000m<sup>3</sup>=3,230,000m<sup>3</sup>

### ○貯水池容量配分図

洪水調節容量＝治水容量



### ○事業費

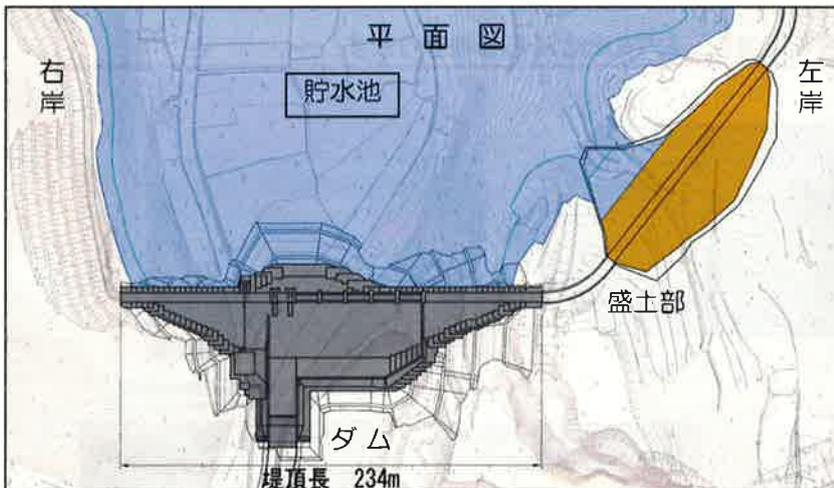
総事業費：285億円

負担額：河川事業 約185億円（1/2国土交通省補助）  
 水道事業 約100億円（1/3厚生労働省補助）

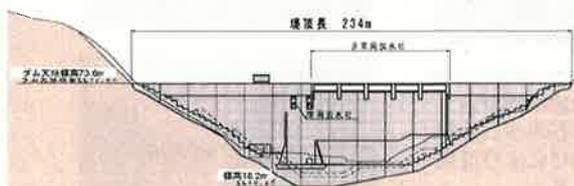
令和元年9月30日

5

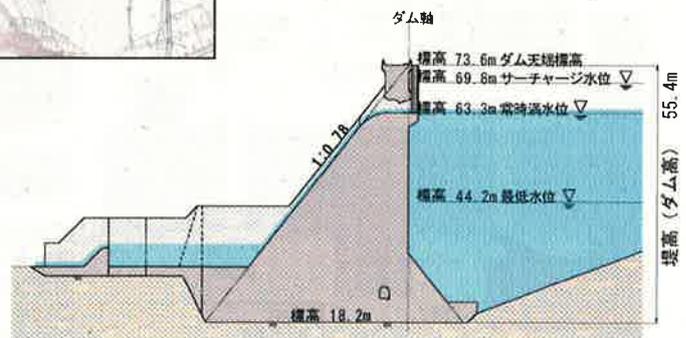
## 2. 事業の概要<ダムの諸元>



河川名	2級河川 川棚川水系石木川
位置	長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷地先
型式	重力式コンクリートダム
総貯水容量	5,480,000m <sup>3</sup>
有効貯水容量	5,180,000m <sup>3</sup>
堤高	55.4m
堤頂長	234.0m
事業費	285億円



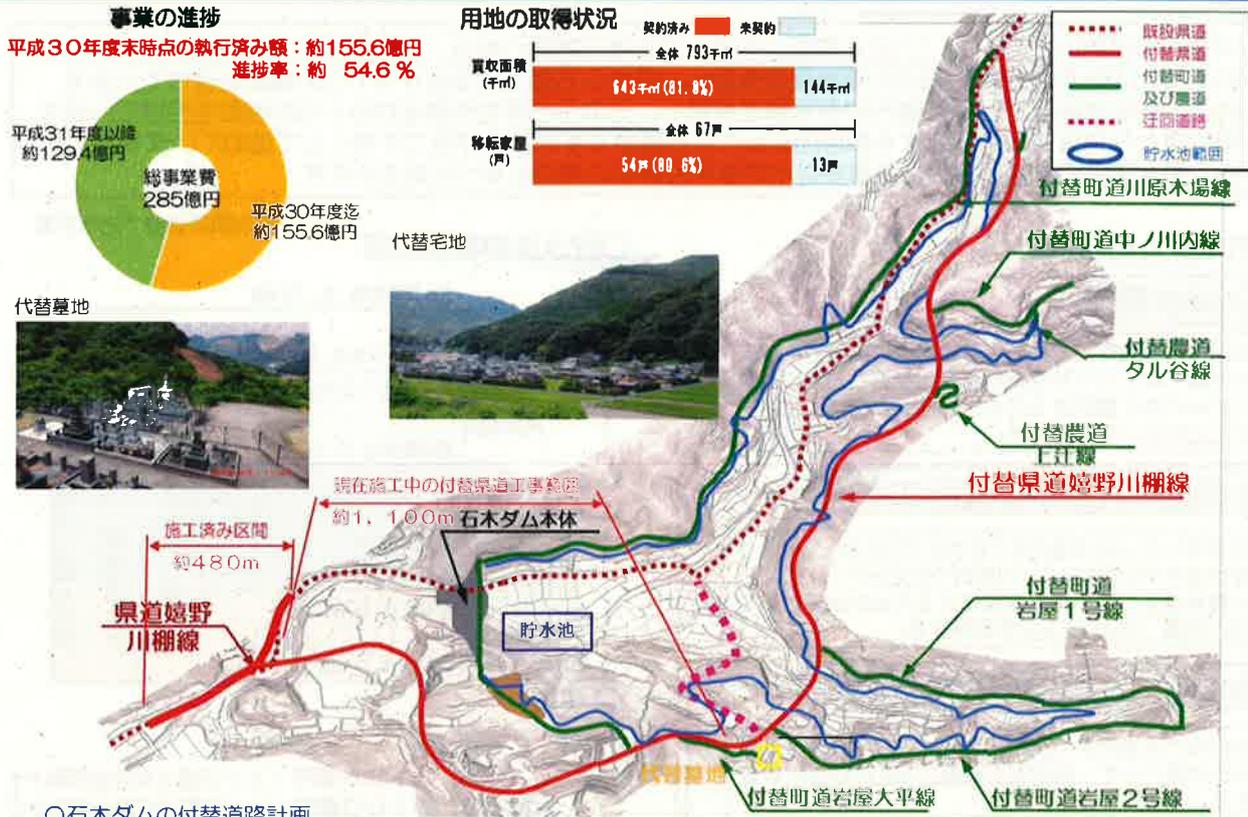
下流面図



標準断面図

令和元年9月30日 6

## 2. 事業の概要＜事業計画と進捗状況＞



令和元年9月30日 7

## 3. 事業の必要性等＜目的＞ 洪水調節

### ①洪水調節

～大雨時の川の増水による被害を軽減し、人々の命と暮らしを守ります。～

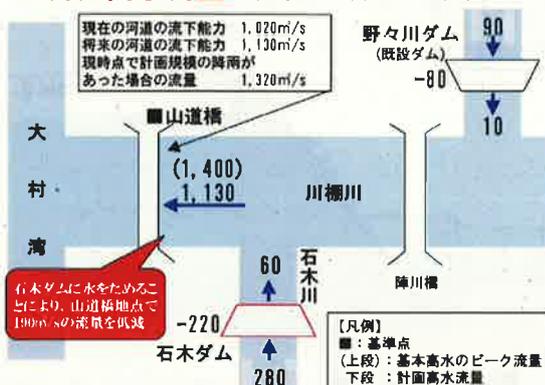


ダムができると・・・

大雨の時に、上流からの水をダムにためることで、下流の川に流れる水の量を減らし、下流の洪水被害を軽減する。



### ○計画高水流量配分図 (単位：m<sup>3</sup>/s)



- 計画規模1/100の対象降雨量  
3時間 20.3mm、24時間 40.0mm
- 基本高水のピーク流量  
基準点(山道橋)で1,400m<sup>3</sup>/s
- 河道改修+ダム  
計画高水流量  
基準点(山道橋)で1,130m<sup>3</sup>/s

計画規模1/100の雨による洪水を既設の野々川ダム、河道改修及び石木ダムの最適な組み合わせにより安全に流す計画です。

昭和42年7月9日洪水の状況  
 鳥道川堰有田橋石木交差点・県道川棚線起点付近



令和元年9月30日

### 3. 事業の必要性等<川棚町の過去の洪水被害>

#### 川棚町の過去の洪水被害

発生年月日	雨量 (mm)		川棚町全体の被害状況 (川棚町役場調べ)
	3時間	24時間	
昭和23年9月11日	187.6	384.2	床上浸水800戸、床下浸水1,200戸、合計2,000戸
昭和31年8月27日	187.5	279.5	床上浸水251戸、床下浸水550戸、合計801戸
昭和42年7月9日	172.8	222.8	床上浸水15戸、床下浸水113戸、合計128戸
平成2年7月2日	140.0	348.2	床上浸水97戸、床下浸水287戸、合計384戸

#### 平成2年7月2日洪水の状況



#### 平成2年7月洪水の状況

洪水の状態で流れる川棚川 (平成2年7月2日 岩立から撮影)



令和元年9月30日

### 3. 事業の必要性等<目的> 流水の正常な機能の維持

#### ②流水の正常な機能の維持

～洪水時も水の流れを安定させ、既得用水（農業用水、町水道など）の確保、水生生物の生息環境・景観を保全します。～



ダムができると・・・

日照りが続いた時にもダムから水を流し、川を流れる水の量を安定させ、以前から取られている水道用水や農業用水などに必要な水を確保する。また、魚など川の生き物の生息環境を守る。



#### ○川棚町の渇水被害実績

(石木ダムパンフレットより 川棚町役場調べ)

発生年月	概要
昭和42年7月	7月17日～10月11日(87日間) 水田40%用水なし、みかんも打撃を受ける
昭和49年1月	19日間の干ばつ被害
昭和49年8月	23日間の干ばつ被害
昭和59年8月	「節水のお願ひ」チラシ配布 農業用水の5割を水道水として使用 毎日700m <sup>3</sup> の水不足、2割の節水要請
平成6年8月	「給水制限」のお知らせ配布 8月27日からバルブ調整による給水制限 工場・事業所へ節水協力依頼 ※実施直前の降雨により解除
平成17年6月	「節水のお願ひ」チラシ配布 工場・事業所へ節水協力依頼



平成6年の渇水状況 (山道堰)



#### ○既得用水の確保・安定化

現在、川棚町は石木川と川棚川から併せて7,500m<sup>3</sup>/日取水しています。また、佐世保市も川棚川から15,000m<sup>3</sup>/日取水しています。ダムができることにより、既得用水の安定化が図れます。

令和元年9月30日 10

## 4. 事業の経緯<主な経緯>

- ◆昭和48年度 石木ダム実施計画調査採択、着手
- ◆昭和50年度 石木ダム建設事業採択、着手（治水:計画規模1/100、利水:1日当り取水量6万m<sup>3</sup>）
- 昭和57年 5月21日 土地収用法に基づく測量（～6月3日）
- 平成 2年 7月 2日 集中豪雨により川棚川流域で氾濫被害（川棚町で384戸の浸水被害）
- 平成6年8月～平成7年4月 佐世保市大濁水（264日間制限給水の被害）
- 平成 9年11月29日 石木ダム補償交渉委員会と損失補償基準協定書締結
- 平成12年 1月21日 代替地造成工事着手（14年 6月に完成）
- 平成15年 6月 3日 代替墓地造成工事着手（15年10月に完成） 「事業継続は妥当」と市長へ答申
- 平成16年11月15日 佐世保市水道水源整備事業再評価監視委員会 計画取水量を6万m<sup>3</sup>から4万m<sup>3</sup>に変更
- ◆平成17年12月 9日 川棚川水系河川整備基本方針の策定（河川法第16条）
- ◆平成19年 4月24日 川棚川水系河川整備計画の策定（河川法第16条の2）
- ◆平成20年 3月29日 県条例に基づく環境影響評価の手続き完了
- 平成21年11月 9日 九州地方整備局へ事業認定申請書提出
- 平成22年 3月 付替道路工事の着工（中断）
- ◎平成23年 7月26日 ダム事業の検証に係る検討結果を国へ提出
- ◎平成24年 6月11日 国がダム事業継続とする補助金交付に係る対応方針決定
- 平成25年 9月 6日 事業認定告示
- 平成26年 7月 付替道路工事の着工（中断）
- 平成26年 9月 5日 収用裁決申請及び明渡裁決申立（迂回道路部）⇒ H27年10月に明渡期限
- ◆平成27年 8月3, 10, 24日 県公共事業再評価（継続実施）⇒ 令和4年度完成
- 平成27年11月30日 事業認定取消訴訟提訴（被告は国）
- 平成27年 7月 8日 収用裁決申請及び明渡裁決申立（ダム本体部）⇒ R1年5月に明渡裁決
- 平成28年 5月11日 収用裁決申請及び明渡裁決申立（中・上流部）⇒ R1年5月に明渡裁決
- 平成29年 1月29日 付替道路工事の本格着工（施工中）
- 平成29年 3月 6日 工事続行差止訴訟提訴（被告は県・佐世保市）

令和元年9月30日 11

## 4. 事業の経緯<事業説明会等の主な開催状況>

- 河川整備計画・環境アセスメント・ダム検証・事業認定における手続きなど、あらゆる機会を通じて意見交換会や説明会を実施してきました。延べ約2,000名が出席、計306件の意見書提出がありました。その都度、それぞれのご意見に対し県の考え方を示してきました。

### ①河川整備基本方針・河川整備計画策定（河川法）

川棚川水系河川整備計画検討委員会 平成17年10月14日～平成19年1月23日 11回開催

平成18年10月19日 川棚川水系川づくり意見交換会（波佐見町総合文化会館） 15名出席

平成18年10月24日 川棚川水系川づくり意見交換会（川棚町公会堂） 82名出席

### ②環境アセスメント（県条例）

長崎県環境影響評価審査会 平成19年9月6日、10月16日、11月14日 3回開催

平成19年7月19日 長崎県環境影響評価条例に基づく準備説明会（川棚町公会堂） 59名出席

### ③ダム検証

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 平成24年4月26日 開催

平成23年2月18日～3月22日 ダム検証におけるパブリックコメント 意見書提出数116件（74名）

平成23年3月 6日 ダム検証における意見交換（川棚町中央公民館） 190名出席

平成23年3月11日 ダム検証における関係住民説明会（長崎県中央農業共同組合川棚支店） 82名出席

### ④事業認定※1（土地収用法※2）

社会資本整備審議会 平成25年6月7日 開催

※1 事業の公益性について判断するのが事業認定  
※2 基準に適合する事業かを判断するための手続について定めているのが土地収用法

平成21年10月23日 土地収用法に基づく事前説明会（川棚町公会堂） 約200名出席

平成21年11月 6日 土地収用法に基づく事前説明会（長崎県中央農業共同組合川棚支店） 約150名出席

平成21年12月7日～21日 事業認定申請図書の縦覧期間中の意見書の提出 190通

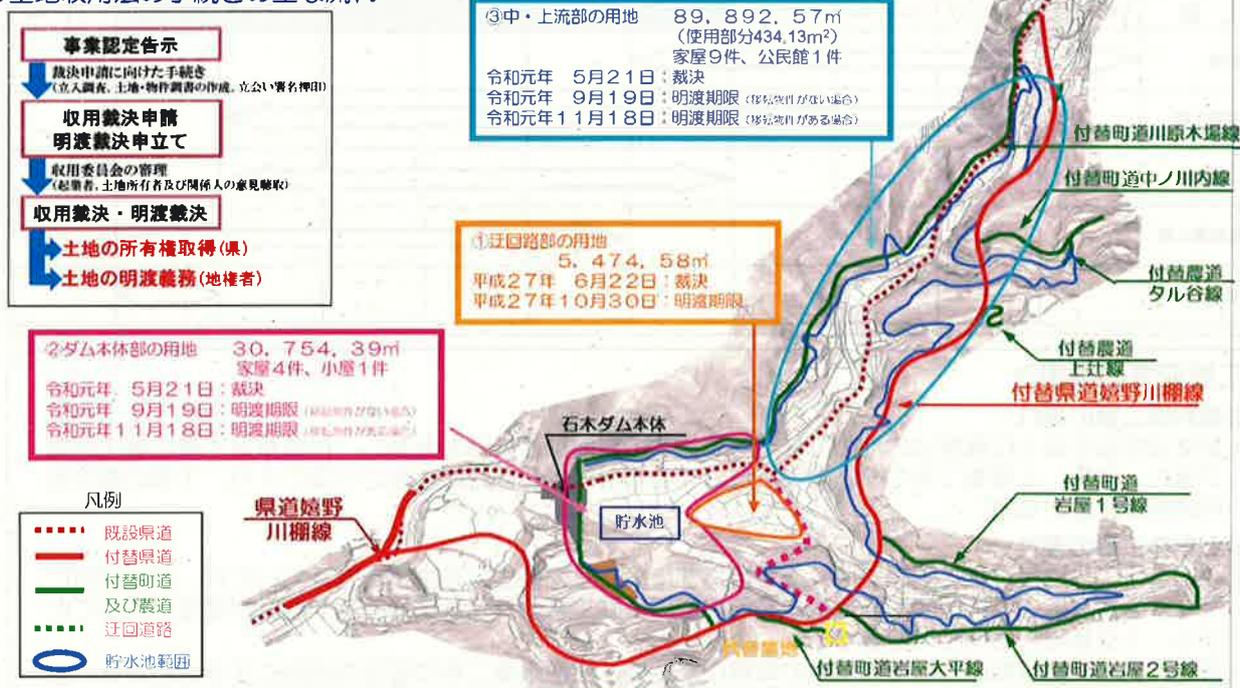
平成25年3月22日～23日 事業認定公聴会（川棚町公会堂）賛成反対の公述人20組 傍聴者約200名出席

令和元年9月30日

## 4. 事業の経緯<用地取得と土地収用法の手続き状況>

- 用地の進捗状況は、既に8割以上の地権者に協力を得ていますが、残る未取得用地の全てにおいて、土地収用法の手続きを進めており、①迂回路部②ダム本体部及び③中・上流部の用地の3箇所に分けて裁決申請を行い、令和元年5月21日までに権利取得裁決・明渡裁決がなされました。

### ○土地収用法の手続きの主な流れ



令和元年9月30日

13

## 4. 事業の経緯<訴訟関係>

- ・ 事業認定取消訴訟は平成30年7月9日に原告の請求を棄却する第1審判決がなされました。
- ・ 事業認定取消訴訟控訴審は結審し令和元年11月29日に判決予定、工事差止訴訟は係属中です。

事件名	原告	被告	H26	H27	H28	H29	H30	R1
石木ダム事業認定処分取消請求事件	地権者109名	国 国土交通省 九州地方整備局長		H27.11.30 提訴	長崎地裁	H30.7.9 判決 (却下・棄却)	H30.7.23 控訴 福岡高裁	R1.11.29 判決予定
執行停止申立事件	地権者24名	国 国土交通省 九州地方整備局長		H27.12.25 申立	長崎地裁	H29.3.30 決定(却下)		
石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事統行差止請求事件	地権者支援者608名	長崎県 佐世保市				H29.3.6 提訴	長崎地裁 佐世保支部	R1.11.18 結審予定
工事統行禁止仮処分命令申立事件	地権者支援者505名	長崎県 佐世保市		H28.2.2 申立	長崎地裁 佐世保支部	H28.12.20 決定(却下)		
通行妨害禁止仮処分命令申立事件 ※①と②は別事件	長崎県	妨害者 ①23名 ②19名	H26.8.7 申立	H27.3.24 決定 (23名中16名)	H28.10.28 申立	H29.9.29 決定 (19名中10名)		

長崎地裁

長崎地裁佐世保支部

福岡高裁

令和元年9月30日 14



## 6. 工期の変更理由<付替県道工事着手の遅れ>

- 平成27年8月の前回再評価以降も、反対地権者及び支援者らにより、現場への唯一の入口であるAゲート前で立ち塞がる行為が続いたため、平成28年10月に2回目の通行妨害禁止仮処分命令申立を行いました。再三の説得にもかかわらず現場内へ入場することは出来ず、着工できませんでした。
- 平成29年1月末に現場内に現場詰所を設置、重機を搬入することにより、現場内での工事に着手しました。

### ○付替県道工事の主な経緯

**平成22年3月～7月 着工** ● 反対派による妨害

話し合いのため中断

**平成26年7月～8月 着工** ● 反対派による妨害

平成26年8月 通行妨害禁止  
仮処分命令申立  
(決定が出るまで中断)

平成27年3月 通行妨害禁止仮処分決定

**平成27年5月 工事再開** ● 反対派による妨害

平成28年10月 通行妨害禁止  
仮処分命令申立

**平成29年1月 重機材搬入・**  
**工事本格着工**

平成29年9月 通行妨害禁止仮処分決定

↓

**現在、付替県道工事の施工中**

今回の再評価に係る部分

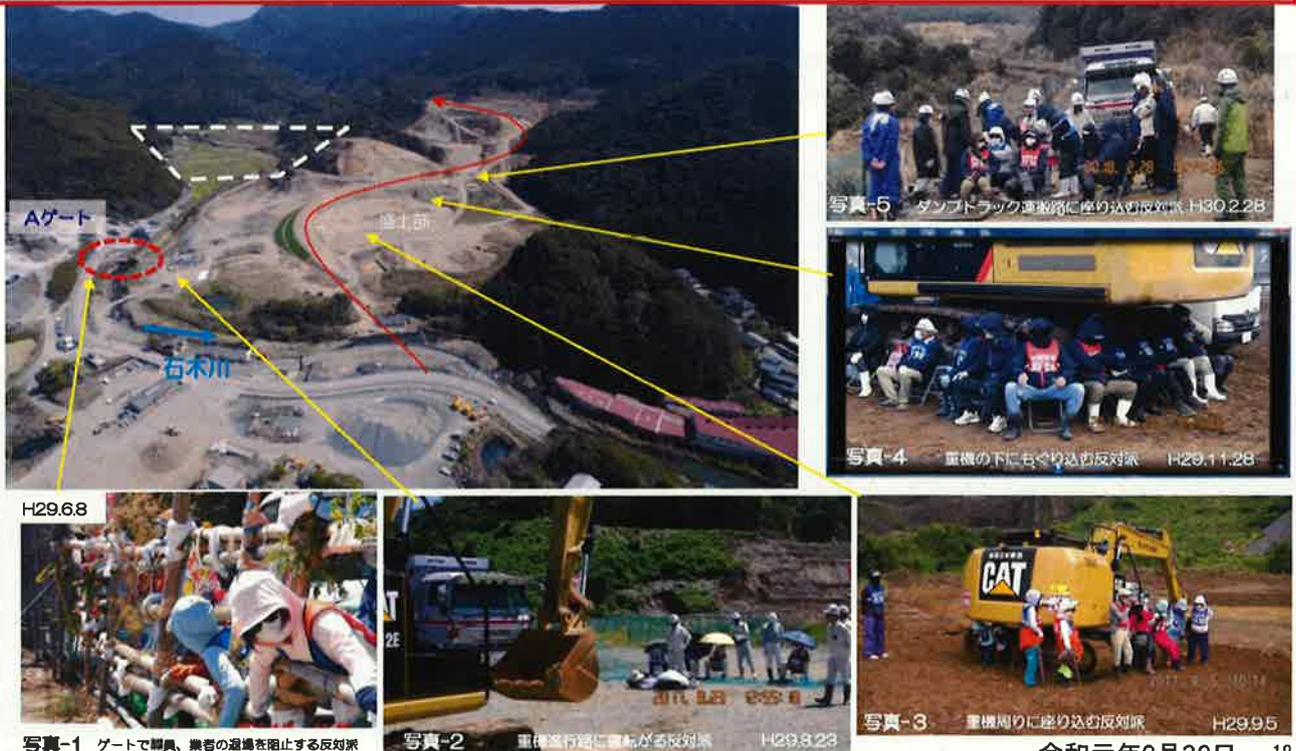
### ○付替県道工事位置図



令和元年9月30日 17

## 6. 工期の変更理由<付替県道工事の進捗の遅れ>

- 平成29年1月以降、場内で重機の周辺に座り込んだり、ダンプトラックの通行路に座り込む行為が行われております。
- 工事現場内での反対地権者及び支援者らによる行為に対しては、警察通報や、県職員の応援体制を整え、工事請負業者、反対地権者及び支援者双方の安全性に配慮しながら工事の進捗に最大限努力してきたものの、施工効率の低下により大幅な工期の遅れ(着工不能期間と合わせ、計3年)を余儀なくされました。



令和元年9月30日 18

## 7. 事業の必要性等<事業の投資効果>

### ◆費用対効果(B/C)

項目	前回評価 (平成27年度)	今回評価 (令和元年度)
全事業	1.25 = 342.0億円 / 272.7億円	1.21 = 384.7億円 / 317.1億円
残事業	—	11.71 = 180.20億円 / 15.39億円

### ◆感度分析

	残事業費		残工期		資産	
	+10%	-10%	+10%	-10%	+10%	-10%
全体事業(B/C)	1.18	1.25	1.20	1.23	1.25	1.17
残事業(B/C)	8.52	19.14	11.71	11.74	12.50	10.91

#### [費用]

- ・ダム建設に要する事業費(工事費、用地費)、ダム維持管理に要する費用

#### [便益]

- ・家屋、家庭用品、事業所、農作物、公共土木施設等の直接被害に対する便益、  
営業停止、応急対策費等の間接被害に対する便益、流水の正常な機能の維持に対する便益

#### [プラス要因]

- ・特になし

#### [マイナス要因]

- ・工期の延長

#### [その他の要因]

- ・各種資産評価単価及びデフレーターの改正(H31.3)

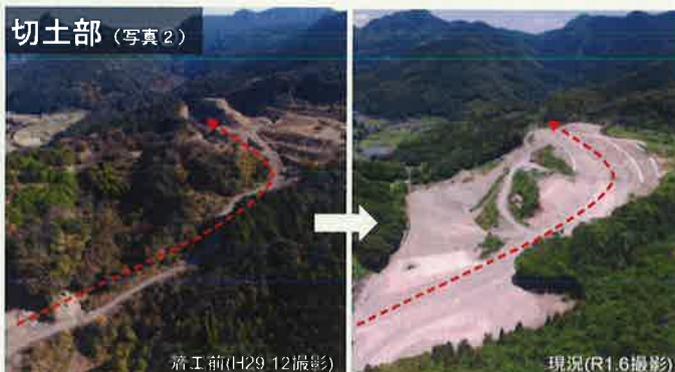
(浸水区域内資産額(家屋資産の評価単価)の増加等【家屋単価上昇162.4⇒176.2千円/m<sup>2</sup>】)

令和元年9月30日 19

## 8. 事業の進捗状況<付替県道工事の進捗状況>

- 工事現場では、反対地権者及び支援者らによる座り込みが続いていますが、県職員の応援体制を整え、工事請負業者、反対地権者及び支援者ら双方の安全性を確保しながら、令和2年度のダム本体工事着手に向け工事の進捗に最大限努力しています。

### 工事現場全景(令和元年8月31日撮影)



令和元年9月30日 20

## 9. 代替案立案の可能性〈治水〉

対策案	1.ダム案	2.遊水地案 その1	3.遊水地案 その2	4.放水路案	5.河道掘削案	6.引堤案	7.堤防嵩上げ案	8.複合案
概要								
整備内容	川棚川	河道掘削	河道掘削	河道掘削	河道掘削 導流堤 堰改築2	引堤、築堤 河道掘削 橋梁架替5 堰改築1 家屋移転41戸	堤防嵩上げ 排水機橋4 橋梁架替5 家屋移転30戸	河道掘削 導流堤 堤防嵩上げ 排水機橋1 橋梁架替1
	石木川	護岸等	護岸等	護岸等	河道掘削 橋梁架替5 堰改築8 家屋移転2戸	引堤、築堤 河道掘削 橋梁架替5 堰改築8 家屋移転5戸	堤防嵩上げ 排水機橋1 橋梁架替5 堰改築8 家屋移転9戸	引堤、築堤 河道掘削 橋梁架替5 堰改築8 家屋移転5戸
	洪水調節施設	ダム	遊水地	採石場遊水地	放水路	-	-	-
概算事業費	71億円	233億円	473億円	262億円	256億円	254億円	273億円	229億円

※石木ダム案は、治水専用ダムでの残事業費で評価しています。

※ダム検証時に、「再評価実施要領細目」において示された26案を対象として、川棚川流域での適用の可否を現行のダム案を含む8案について検討した結果、経済性等の観点からダム案が最も有利と判断しました。  
その後、川棚川の河川改修及び周辺の状況に大きな変化はないため、最新のデフレーターで現在の価格を算出し確認を行いました。

令和元年9月30日

21

## 9. 代替案立案の可能性〈流水の正常な機能の維持〉

対策案	1.ダム案	2.岩屋川ダム案	3.貯水池案その1	4.貯水池案その2
概要	 【石木ダム踏元】 ①利水容量 :3,230,000m <sup>3</sup> ②流水の正常な機能の維持 :740,000m <sup>3</sup> ③水道用水 :2,490,000m <sup>3</sup>	 【岩屋川ダム踏元】 ①堤高 : 38.5m ②集水面積 : 2.72km <sup>2</sup> ③総貯水容量 : 800,000m <sup>3</sup> ④流水の正常な機能の維持 : 710,000m <sup>3</sup> ⑤堆砂容量 : 90,000m <sup>3</sup>	 【貯水池踏元】 ①流水の正常な機能の維持 :620,000m <sup>3</sup> ②排水ポンプ : なし	 【貯水池踏元】 ①流水の正常な機能の維持 :750,000m <sup>3</sup> ②排水ポンプ : 0.120m <sup>3</sup> /s
概算事業費	25億円	149億円	162億円	139億円

※石木ダム案は、不特定専用ダムでの残事業費で評価しています。

※ダム検証時に、「再評価実施要領細目」において示された14案を対象として、川棚川流域での適用の可否を現行のダム案を含む4案について検討した結果、経済性等の観点からダム案が最も有利と判断しました。  
その後、川棚川の周辺の状況に大きな変化はないため、最新のデフレーターで現在の価格を算出し確認を行いました。

令和元年9月30日

22

# 10. 対応方針（原案）

対応方針  
（原案）

継続

## ①事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会情勢等の変化
  - 川棚川では、想定氾濫区域内人口や資産について、前回の平成27年評価時から大きく変化していません。
  - 地域から早期に完成を望む要望もあり、また、地元川棚町議会も「石木ダム建設に関する決議(H25.6.20)」や町長も令和元年6月議会においてダム建設推進の立場を明確にしております。
- 2) 事業の投資効果
  - 事業を実施することにより洪水氾濫に対する治水安全度の向上が期待でき、浸水区域内の被害の軽減が見込まれます。
  - 事業を実施した場合における費用対効果(B/C)は1.21です。(令和元年度評価)
- 3) 事業の進捗状況
  - 途切れることなく付替県道工事を進めるなど、**事業費ベースで約54.6%〔約155.6億円/285億円〕**(平成30年度末)の事業進捗となっています。
  - 既に8割以上の地権者に協力を得ており、ダム下流には代替宅地、貯水池左岸部には代替墓地を整備し、多くの地権者の方々が移転されています。

## ②事業の進捗の見込みの視点

- 令和2年度のダム本体工事着手に向け、ダム本体工事期間に利用する迂回道路区間も着実に進捗しています。
- 現地の状況を勘案し、ダム本体工事期間の迂回道路の完成時期、ダム本体工事の工程を見直したことから、**令和4年度の完成工期を令和7年度に変更**します。
- 事業に必要な残る用地については、全て令和元年5月21日に収用裁決、明渡裁決がなされ、9月19日をもって所有権を取得しました。

## ③コスト縮減や代替立案の可能性の視点

- 治水や流水の正常な機能の維持について、現計画案(石木ダム案)と現計画案以外の代替案を比較検討し、最も有利な案は現計画案(石木ダム案)と評価しています。
- 設計段階や工事施工においても、工法の工夫や新技術の積極的な採用により、今後も引き続き、コスト縮減を図っていきます。

石木ダムは、川棚川の抜本的な治水対策のために必要不可欠な事業であり、早期に完成させる必要があるため令和7年度の完成を目指し、『事業を継続』することとしたい。